

注 文 書

- 1 契約番号 2026000190
- 2 件 名 管理下水 鳴子温泉地域浄化槽管理業務
- 3 場 所 大崎市鳴子温泉地域
- 4 期 間 令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで
- 5 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 一般・特記仕様書
 - (3) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市上下水道部下水道施設課

位置図



鳴子温泉地域

鳴子温泉区
(環境計画区域)

一栗地区

田山

宮田山地区
(環境計画区)

市川寛谷地区

富岡地区

大貫地区

大滝団地

田尻第2地区

田尻第1地区

平井地区

教王地

西古川地区

新沼地区

高津地区

三本木地区
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

三本木
(環境計画区)

凡 例

市 町 村 界	—
浄化槽維持管理区域	
コミュニティ・プラント	
農業集落排水区域	
下水道(認可区域)	
下水道(全体計画区域)	

浄化槽維持管理業務区域については、凡例の浄化槽維持管理区域のうち、コミュニティ・プラント、農業集落排水区域、下水道(認可区域)を除いた区域で業務を委託する。〔下水道全体計画区域は浄化槽の維持管理区域ではあるが、そのうち下水道認可区域は除く〕

管理業務一般仕様書

第1章 総 則

(仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、鳴子温泉地域浄化槽管理業務（以下「業務」という。）において、浄化槽の維持管理業務に適用する。

(業務の履行)

第2条 受注者は、浄化槽の機能を十分発揮するよう、この仕様書に基づくほか、契約書及び特記仕様書に基づき能率的、経済的、かつ安全に業務を履行しなければならない。

(業務委託の範囲)

第3条 委託する業務の範囲は、特記仕様書に明記する業務とする。

(法令の遵守)

第4条 受注者は、業務の履行にあたり、契約書により義務付けられた労働関係法令、維持管理業務の履行に必要な浄化槽法をはじめとする関係各法令を遵守しなければならない。

(有資格者の確保)

第5条 前条において法令上、作業に直接必要とする有資格者は、受注者で確保しなければならない。

(従業員の届出及び取消)

第6条 受注者は、契約締結後10日以内に業務に従事する従業員の氏名及び分担等を書類にて発注者に届出なければならない。異動が生じた場合も同様とする。

2 発注者は、業務の履行上明らかに不適格と認められる者があった場合は、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、速やかに業務に支障のないよう必要な措置をとらなければならない。

(主任技術者の選任)

第7条 受注者は、前条により届出た従業員の中から主任技術者を選任し、発注者に届出なければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(主任技術者の職務)

第8条 主任技術者は、契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し職務を履行するとともに、従業員の指揮、監督、教育ならびに事故の防止に努めること。

2 日常の業務履行について、発注者との連絡及び協議を行うこと。

(緊急時の対応)

第9条 受注者は、大雨、台風、地震（震度4以上）及び浄化槽処理機能に重大な支障が生じた場合等に備え、従業員の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、予め体制を発注者に届出なければならない。なお、地震（震度5以上）の場合は、各施設のパトロールを実施し、速やかに報告すること。

2 受注者は、緊急時に発注者より状況調査の指示があった場合は、各施設のパトロールを実施し、速やかに報告すること。

(安全の確保)

第10条 受注者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

2 受注者は、事故防止を図るため安全対策を維持管理計画書で明確にしておくこと。

3 受注者は、業務履行にあたり電撃、薬品類、毒性ガス、酸欠空気、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置割当を行い、危険防止に努めること。

4 受注者は、別途工事等と作業場所が隣接または交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障がないように処置すること。

5 受注者は、業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には直ちに必要な処置を

講じ、かつ速やかに発注者に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

(受注者の創意工夫)

第 11 条 受注者は、業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ効率化を目指さなければならない。なお、施設の改変におよぶ場合には、発注者と協議したうえで実施しなければならない。

(提出書類)

第 12 条 受注者は、業務の着手前に、次の各書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 維持管理業務計画書
- (3) 職務分担届
- (4) 主任技術者選任届
- (5) その他発注者が要求する書類

2 契約期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

第 2 章 業務要領

(業務体制)

第 13 条 受注者の業務体制は、保守点検及び清掃に関する維持管理業務体制とする。

(維持管理業務計画)

第 14 条 受注者は、業務着手に先立ち次の事項について、維持管理業務計画書を作成し、発注者に届出なければならない。

- (1) 業務分担、業務方法、業務内容に関すること。
- (2) 保安対策、安全対策、衛生管理に関すること。
- (3) 緊急連絡体制に関すること。
- (4) 浄化槽の保守点検、清掃などの維持管理に関すること。
- (5) その他維持管理に関すること。

(保守点検)

第 15 条 受注者は、前条の業務計画により保守点検を適正に行わなければならない。

2 管理上必要な措置を講ずる必要が生じた場合は、発注者の承認を得るものとする。

(清掃)

第 16 条 受注者は、第 14 条の業務計画書により清掃業務を適正に行わなければならない。

2 管理上必要な措置を講ずる必要が生じた場合は、発注者の承認を得るものとする。

(修繕等)

第 17 条 受注者は、保守点検により発見した不良箇所、故障または異常に伴う不良のうち現場にて修繕可能なものについては、修繕内容を発注者と協議のうえ処置するものとする。緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに、発注者に報告し指示を受けなければならない。

2 故障または異常に伴う修理に要した費用については、両者協議のうえ決定するものとする。

(業務報告)

第 18 条 受注者は、業務実績を明らかにするため、業務打合せ簿により月間管理実績、保守点検記録票、清掃記録票、故障または異常等の各報告、そのほか発注者が要求した業務について遅滞なく提出しなければならない。

第 3 章 その他

(事務用品)

第 19 条 業務履行に必要な事務用品は受注者の負担とする。

(安全対策器具)

第 20 条 業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として受注者が備えるものとする。(工具類及び測定器具類)

第 21 条 保守点検及び清掃、修繕理等に用いる工具類及び測定器具類は、原則として受注者が備えるものとする。

(消耗品類)

第 22 条 業務履行に必要な次の消耗品類は、受注者の負担とする。

- (1) 消毒剤
- (2) シーディング剤
- (3) 害虫駆除剤
- (4) 消泡剤
- (5) 環境設備用品(清掃用具、ウエス、洗浄油等)
- (6) 衛生用品(石鹼、消毒薬、救急用薬品等)
- (7) その他日用品等

(従業員の服装・態度等)

第 23 条 受注者は、従業員に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、態度等についても浄化槽使用者等より指摘を受けないようにしなければならない。

(整理・整頓)

第 24 条 受注者は、業務場所を常に清掃するとともに、不要な物品等を整理整頓し、清潔に努めなければならない。

(業務遂行能力確保)

第 25 条 受注者は、業務遂行に必要な各種機器操作の熟知及び、現場状況等に精通できる能力を確保するものとする。

(疑義)

第 26 条 本仕様書に明記されていない事項ならびに疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

周知事項 1 雇用について

本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

周知事項 2 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受注させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受注をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受注をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

周知事項 3 下請負や資材調達について

本工事等における下請負・資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。

周知事項 4 長期継続契約の該当について

- (1) 本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。
- (2) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (3) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

周知事項 5 浄化槽管理業務委託費の支払い方法について

- (1) 浄化槽管理業務委託費については、四半期ごとの支払いとする。
1～3 回目の支払額は、それぞれ契約金額の $1/4$ 以下とし、4 回目の支払いの前に契約時と数量に差異が有る時は、変更契約を行うこととする。

周知事項 6 入札について

- (1) 入札書には、業務価格（税抜き）の金額を記載すること。

大崎市鳴子温泉地域浄化槽管理業務 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 大崎市鳴子温泉地域浄化槽管理業務（以下「本業務」という。）は、浄化槽法、水質汚濁防止法、労働安全衛生法、浄化槽維持管理指導指針（社宮城県生活環境事業協会）及びこの仕様書に基づいて行わなければならない。

(業務概要)

第2条 浄化槽を有効に維持するため浄化槽の保守点検、清掃及び収集運搬を行い、機器と水質について技術的な管理を行わなければならない。

2 浄化槽法に基づく法定検査（浄化槽法第7条または第11条検査）を受検しなければならない。

(一般事項)

第3条 本業務の実施にあたっては、発注者側と緊密な連絡を取りながら行わなければならない。

また、関係法令を遵守しなければならない。

2 本業務に従事する浄化槽管理士は、浄化槽法及び厚生省令で定める資格を有し、豊富な知識と経験を有した者でなければならない。

3 本業務で浄化槽の清掃及び収集運搬を行う際には、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める資格を有しなければならない。

(点検保守基本条件)

第4条 通常の使用状況において、浄化槽の維持管理のための点検は、(別表1)点検及び清掃回数及び(別表2)点検項目一覧のとおりとする。その他、考慮すべき状況にあつては、必要に応じ発注者に報告し、協議するものとする。

2 受注者は、浄化槽保守点検記録表を作成し、発注者に報告するとともに、自らも3年間保存しなければならない。

3 受注者は、発注者または使用者から故障、または異常の通報を受けた場合には、適切な応急措置を行うとともに、発注者に報告し指示を受けなければならない。

(浄化槽の保守点検)

第5条 浄化槽法第4条第7項の規定による浄化槽の保守点検は次のとおりとする。

2 浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。

- (1) 浄化槽法施行規則第1条の準則の遵守状況
 - (2) 流入管渠と槽の接続及び放流管渠と槽の接続の状況
 - (3) 槽の水平の保持の状況
 - (4) 流入管渠におけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - (5) 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - (6) スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 3 流入管渠、インバート升、移流管、移流口、越流堰、流出口及び放流管渠に異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 4 流量調整タンクまたは流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 5 曝気装置及び攪拌装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、または機械攪拌装置に異物等が付着しないようにすること。
- 6 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時または一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 7 嫌気濾床槽及び脱窒濾床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 8 接触曝気室または接触曝気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再曝気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 9 曝気タンク、曝気室または曝気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 10 散水濾床型二次処理装置または散水濾床にあつては、濾床に均等な散水が行われ、及び濾床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 11 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等

が付着しないようにすること。

- 12 汚泥返送装置、または汚泥移送装置及び循環装置にあっては、適正に作動するようにすること。
- 13 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあっては、通水量が適正に保持され、及び濾材または活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 14 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあっては、適正に作動するようにすること。
- 15 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 16 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、蝇等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 17 放流水(地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。)は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 18 水量または水質を測定し、若しくは記録する機器にあっては、適正に作動するようにすること。
- 19 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(清掃及び収集運搬基本条件)

第6条 通常の使用状況において、浄化槽の清掃回数は、(別表1)点検及び清掃回数のとおりとする。その他、考慮すべき状況にあっては、必要に応じ発注者に報告し、協議するものとする。

- 2 受注者は、浄化槽清掃記録票を作成し、発注者に報告するとともに、自らも3年間保存しなければならない。

(浄化槽の清掃)

第7条 浄化槽法第4条第8項の規定による浄化槽の清掃については次のとおりとする。

- 2 多室型、2階タンク型または変型2階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンクまたは沈殿分離室、多室型または変型多室型腐敗室、単純曝気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンクまたは汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 3 汚泥濃縮貯留タンクまたは汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱室槽または曝気タンク若しくは曝気槽に移送した後の全量とすること。
- 4 嫌気濾床槽及び脱室濾床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあっては全量とし、第一室以外の室にあっては適正量とすること。
- 5 2階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンクまたは流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触曝気室または接触曝気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室または重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室または消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- 6 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の曝気タンク、流路及び曝気室の汚泥の引き出しは、張り水後の曝気タンク、流路及び曝気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 7 第2項から第6項までの規定にかかわらず、使用の休止にあたって清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。
- 8 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- 9 散水濾床型二次処理装置、または散水濾床及び平面酸化型二次処理装置にあっては、濾床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- 10 地下砂ろ過型二次処理装置にあっては、濾層を洗浄すること。
- 11 流入管渠、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械攪拌装置、流出日及び放流管渠にあっては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 12 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気濾床槽、脱室濾床槽、消毒タンク、消毒室または消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、2階タンク、腐敗室または沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができること。
- 13 単純曝気型2次処理装置、流路、曝気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の曝気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触曝気室、または接触曝気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 14 使用の休止にあたって清掃する場合には、一次処理装置、2階タンク、腐敗室または沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。

15 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。

16 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(浄化槽の使用方法)

第8条 使用者が、浄化槽法第3条第3項の規定による浄化槽の使用に関する下記項目に示す内容が確認された場合には、発注者に報告し指示を受けなければならない。

2 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。

3 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。

4 浄化槽にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。

5 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。

6 浄化槽の上部または周辺には、保守点検、または清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。

7 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。

8 通気装置の開口部をふさがないこと。

(修理・消耗品の交換)

第9条 故障または異常にともなう修理は速やかに対応するものとする。

2 消耗品の交換は、原則として保守点検時に行われなければならない。

3 浄化槽の負荷状態の変化や、処理機能立ち上げにともなう、シーディングや消泡作業に要する費用は、受注者側の負担とする。

4 業務履行に必要な消耗品類は、受注者の負担とする。

5 受注者は、保守点検により発見した不良箇所、故障または異常に伴う不良箇所のうち、現場にて修理可能なものについては修理内容を発注者と協議のうえ処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置を行うとともに、発注者に報告し指示を受けなければならない。

6 故障または異常にともなう修理に要した費用は、両者協議のうえ決定するものとする。

(保守点検及び清掃記録)

第10条 浄化槽保守点検記録票は、基準点検(様式1)、定期点検(様式2)を参考とする。

2 浄化槽清掃記録票は、(様式3)を参考とする。

(水質管理)

第11条 浄化槽法第7条または第11条に基づく法定検査の他、水質状況により、浄化槽の稼働状況、負荷状態等を的確に把握し、処理機能が十分に発揮されるよう定期的な水質管理を行わなければならない。

(汚泥の系外搬出)

第12条 浄化槽の機能を維持するために、浄化槽より汚泥を引抜き、大崎地域広域行政事務組合の管理する、し尿処理施設へ搬出しなければならない。

2 汚泥の収集運搬は、大崎地域広域行政事務組合より、し尿・浄化槽汚泥収集運搬を許可されている業者が作業を行うこと。

3 汚泥の搬出量について、搬出量が判別出来る写真・書類等の整理を行う。汚泥の投入先については(別表3)汚泥搬入施設とする。

(有資格者)

第13条 業務に必要な資格は下記のとおり。

(1) 浄化槽管理士

(2) 浄化槽法第48条第1項に基づく宮城県への浄化槽保守点検業者登録

(3) 浄化槽法第35条第1項に基づく浄化槽清掃業の許可

(4) その他関係法令で必要な資格者

(特記事項)

第14条 保守点検時以外においても、発注者が必要と認める時には立ち会うものとする。

2 浄化槽の維持管理状況等の書類作成が必要な場合には、協力しなければならない。

(内容変更)

第15条 本仕様書内容等に変更が生じた場合は、両者協議するものとする。

(別表1) 点検及び清掃回数

人槽	基準点検		定期点検		清掃
	回数	点検月	回数	点検月	
5人槽	6回/年	4,6,8,10,12,2月	6回/年	5,7,9,11,1,3月	1回/年
6～7人槽	6回/年	4,6,8,10,12,2月	6回/年	5,7,9,11,1,3月	1回/年
8～10人槽	6回/年	4,6,8,10,12,2月	6回/年	5,7,9,11,1,3月	1回/年
11人槽以	6回/年	4,6,8,10,12,2月	6回/年	5,7,9,11,1,3月	1回/年

(別表2) 点検項目一覧

作業	作業項目	作業内容	点検区分	
			基準点検	定期点検
準備・確認 ・片付け	周辺状況の確認		○	○
	蓋の確認・点検	蓋の状況・受枠の点検, 清掃	○	○
		受枠の開放, 閉鎖	○	○
	点検準備・片付け	作業器具等の準備・片付け	○	○
水質測定	消毒槽	外観, 残留塩素, 透視度	○	○
	沈殿槽	外観, pH, DO, 亜硝酸, 透視度	○	—
	接触ばっ気槽	外観, pH, DO, 透視度	○	—
保守・ 点検作業	消毒槽	槽内状況の点検, 消毒剤の補充, 堆積物等の除去	○	○
	沈殿槽	槽内状況の点検, 調整, 掃除 ポンプ等の保守	○	○
	接触ばっ気槽	槽内状況の点検, 逆洗の実施, 生物膜の観察	○	○
			○	○
	一次処理 第2室	槽内状況の点検	○	○
	一次処理 第1室	槽内状況の点検	○	○
その他	ブロワ	異常の確認・点検, ブロワ本体機器の保守	○	○
	清掃	準備作業, 清掃・汚泥引抜作業 槽内水張作業, 片付け	○	—
	日報の整理		○	○

※ ○印：実施する点検及び作業

—印：実施しない点検及び作業

(別表3) 汚泥搬入施設

地区	施設名
鳴子温泉	大崎広域六の国汚泥再生処理センター

(様式1)

浄化槽保守点検記録表 (基準点検)

認 印	
--------	--

保守点検日時：令和 月 日 午前 / 午後 : ~ : 天気： 気温： °C

管理者名				メーカー/型式						
施設名				処理方式						
施設住所				処理対象人数		人	実使用人員			
全般	槽本体の異常（有・無）《変形 破損 浮上 沈下 水平の狂い 漏水 その他》 害虫の発生（有・無）《駆除剤 》									
	臭気（無・弱・強）《下水臭 し尿臭 腐敗臭 その他》 管渠の異常（有・無）《異物の体積 その他》									
	流入の状況：水道使用量（ m ³ /日） 異物の混入（有・無）《油 夾雑物》 負荷の状況（高・通常・低）									
	清掃時期（ ）月に予定・早急に必要									
水 質 測 定										
単 位 装 置			水温		pH		DO	透視度	備考	
一 次 処 理 ・ 第 1 室			℃				mg/L	cm		
二 次 処 理 ・ 第 2 室			℃				mg/L	cm		
二 次 処 理 ・ 反 応 槽			℃				mg/L	cm		
処 理 水			℃				mg/L	cm		
処理水	アンモニア	mg/L	亜硝酸	mg/L	硝酸	mg/L	りん酸	mg/L	残留塩素	mg/L
単 位 装 置 の 点 検										
一次処理	第 1 室	スカム《 cm %》 堆積汚泥《 cm》 ガスの発生状況（良・不良） 異常な水位の上昇（有・無） ろ材の状況（良・不良）								
	第 2 室	スカム《 cm %》 堆積汚泥《 cm》 ガスの発生状況（良・不良） 異常な水位の上昇（有・無） ろ材の状況（良・不良）								
二次処理	反 応 槽	ばっ気攪拌旋回流の状況（良・不良） 散気管つまり（有・無） 担体の状況（良・不良） 異常な水位の上昇（有・無） 発砲の状況（有・無） 生物膜の付着状況（良・不良） 逆洗実施（有・無） 剥離汚泥の移送（有・無）								
	沈 殿 槽 等	スカム（無・有・除去） 堆積汚泥（無・有・除去） 処理水の越流状況（良・不良）								
	消 毒 槽	スカム（無・有・除去） 堆積汚泥（無・有・除去） 処理水との接触状況（良・調整・不良） 消毒剤の補充（不要・補充）								
調整関係	流量調整装置	水量・堰高（良・調整） バルブ開度 % → %に変更 堰高 L/分 → L/分に調整 生物膜の付着（少・清掃） 流量調整部水位（LWL MWL HWL）								
	循 環 装 置	水量・堰高（良・調整） バルブ開度 % → %に変更 堰高 L/分 → L/分に調整 生物膜の付着（少・清掃）								
	送 風 機	作動状況（良・調整・修理・部品交換） エアフィルターの状態（良・清掃・交換） 逆洗設定（良・調整） 作動時刻《 : 》《 : 》《 : 》 作動時間《 分/回 》								
高度処理	リ ン 除 去	電極の交換（有・無） 通電の状況（良・不良） パワー目盛の設定（良・調整）《 》人 → 《 》人 警告ランプの確認（消灯・点灯） 制御ボックスの状況（良・不良）								
	窒 素 除 去	一次処理の状況（良・不良） 二次処理の状況（良・不良）								
流入・放流ポンプ		自動制御機器の作動状況（良・不良） レベルスイッチの作動状況（良・不良） 絶縁の状況（良・不良）								
総合判断		良好 ・ おおむね良好 ・ 要清掃 ・ 要改善 ・ 要修理								
管理者及び 使用者への 連絡事項									(会社名) 管理士名	

(様式2)

浄化槽保守点検記録表（定期点検）

認 印	
--------	--

保守点検日時：令和 月 日 午前 / 午後 : ~ : 天気： 気温： ℃

管理者名			メーカー/型 式		
施 設 名			処 理 方 式		
施設住所			処理対象人数	人	実使用人員 人
全 般	害虫の発生（有・無）《駆除剤 》 臭気（無・弱・強）《下水臭 し尿臭 腐敗臭 その他》 流入の状況（良・不良） 放流の状況（良・不良）				
水質測定	処理水	透視度	残留塩素	その他	
			mg/L		
単 位 装 置 の 点 検					
一 次 処 理		異常な水位の上昇（有・無） ろ材の状況（良・不良）			
二 次 処 理	反 応 槽	ばっ気攪拌旋回流の状況（良・不良） 発砲の状況（有・無） 異常な水位の上昇（有・無） 生物膜・活性汚泥の状況（良・不良）			
		スカム（無・有・除去）			
	沈 殿 槽 等	スカム（無・有・除去） 堆積汚泥（無・有・除去） 処理水との接触状況（良・調整・不良） 消毒剤の補充（不要・補充 ）			
調 整 関 係	流量調整装置	水量・堰高（良・調整） 生物膜の付着（少・清掃）			
	循 環 装 置	水量・堰高（良・調整） 生物膜の付着（少・清掃）			
	送 風 機	作動状況（良・不良）			
流入・放流ポンプ		作動状況（良・不良）			
総 合 判 断	良好 ・ おおむね良好 ・ 要清掃 ・ 要改善 ・ 要修理				
管理者及び 使用者への 連絡事項				(会社名) 管理士名	

(様式3)

浄化槽清掃記録票

清 掃 日	令和 年 月 日	完了時間	午前 午後	時
管 理 者 名	様			
施 設 名				
施 設 住 所				
処 理 方 式				
処理対象人口		実使用人員	人	

清 掃 箇 所	引き抜き内容	引き抜き総量
一 次 処 理	適 量 ・ 全 量	m ³
二 次 処 理	適 量 ・ 全 量	
三 次 処 理	適 量 ・ 全 量	

管 理 者 へ の 連 絡 事 項	内部設備の破損・変形	有 ・ 無 （その状況）
	修 理 の 必 要 性	有 ・ 無 （その状況）
	使 用 上 の 注 意	有 ・ 無 （その状況）
	水 張 り	済 ・ 未 （その状況）
	そ の 他	

備 考	会社名/連絡先 作 業 担 当 者
-----	--------------------------

[illegible]

－ 設計条件明示書 －

契 約 番 号	2026000190									
件 名	鳴子温泉地域浄化槽管理業務									
場 所	大崎市鳴子温泉地域									
期 間	令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日									
業 務 概 要										
管 理 基 数	123基（既存 119基 ，新規 4基）									
保 守 点 検	12 回/年（基準点検 6 回，定期点検 6 回）									
汚泥運搬処分	1 回/年									
設 計 数 量										
人 槽	管理基数			基準点検		定期点検		汚 泥		
	(基数)	(既存)	(新規)	(既存)	(新規)	(既存)	(新規)	汲取量	(既存)	(新規)
5人槽	40基	39基	1基	234回	3回	234回	3回	2m3	78m3	m3
6～7人槽	76基	75基	1基	450回	3回	450回	3回	3m3	225m3	m3
8～10人槽	6基	5基	1基	30回	3回	30回	3回	4m3	20m3	1m3
11～15人槽	1基	基	1基	回	3回	回	3回	5m3	m3	1m3
（ 小 計 ）		119基	4基	714回	12回	714回	12回	(小計)	323m3	2m3
（ 合 計 ）		123基			726回		726回		(合計)	325m3
設 計 条 件										
項 目	条 件				内 容 等					
1.保守点検										
（1）基準点検	6 回/年	（点検時間	21 分/回）		点検月：4月・6月・8月・10月・12月・2月					
（2）定期点検	6 回/年	（点検時間	17 分/回）		点検月：5月・7月・9月・11月・ 1月・3月					
2.汚泥運搬処分										
（1）汚泥搬入先	大崎広域中央桜ノ目衛生センター									
（2）積算距離	14.2 km/基	処理場までの総距離： 3,275.0 km …①								
		基数： 115 基 …②								
		※積算距離=①/②/2 （1回当り2箇所収集）								
		※数量及び距離は, 令和8年1月末管理基数により算出								
3.送風機計画更新										
（1）設置・撤去	基準点検又は定期点検時に実施				更新基数： 10 基 …①					
（2）処分					※更新時期及び箇所は調査職員の指示による					
					※更新完了後は写真を添付し報告書を提出					
					※①更新基数は予定基数					
3.その他										
（1）法定検査	立会い	：	☐ 必要・ ☒ 不要							
（2）点検報告	点検清掃報告	：	☒ 必要・ ☐ 不要							
（3）報告書の提出	月次報告	：	☒ 必要・ ☐ 不要	前月分の点検・清掃報告等を翌月10日まで提出						
（4）採用単価年月	令和8年2月									

委託費内訳表								
費目	業務	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
委託業務料								鳴子温泉地域
	点検・保守	点検・保守 作業費		式	1			第1号明細書
	直接業務費							
		直接経費		式	1			直接業務費×
		技術研究費		式	1			直接業務費×
		技術報酬費		式	1			直接業務費×
		間接業務費		式	1			直接業務費×
	業務原価							
		諸経費		式	1			業務原価×
		汚収集運搬		式	1			第2号明細書
		送風機計画 更新		式	1			第3号明細書
	業務価格							
		消費税額		式	1			
業務委託費計								

第 1 号

明 細 書

点検・保守作業費

長巾高 此 立 米 平

一金 円也 (1 式 当金 円也) 1 式 当たり

名 称	品 種	形状寸法		員数	単位 数量	単位	数 量	単 価	金 額	適 用
		長	厚(末口巾)							
基準点検	5人槽					回	237			第1号代価表
	6人槽 ～ 7人槽					回	453			第2号代価表
	8人槽 ～10人槽					回	33			第3号代価表
	11人槽 ～15人槽					回	3			第4号代価表
定期点検	5人槽					回	237			第5号代価表
	6人槽 ～ 7人槽					回	453			第6号代価表
	8人槽 ～10人槽					回	33			第7号代価表
	11人槽 ～15人槽					回	3			第8号代価表
合 計										

第 2 号

明 細 書

汚泥収集運搬

長巾高
此
立 米
平

一金 円也 (1 式 当金 円也) 1 式 当たり

名 称	品 種	形状寸法		員数	単位 数量	単位	数 量	単 価	金 額	適 用
		長	厚(末巾)							
汚泥収集運搬	鳴子温泉地域					m ³	325			
合 計										

第 3 号

明 細 書

送風機計画更新

長巾高
此
立 米
平

一金 円也 (1 式 当金 円也) 1 式 当たり

名 称	品 種	形状寸法		員数	単位 数量	単位	数 量	単 価	金 額	適 用
		長	厚(末巾)							
設置・撤去						基	10			第23号代価表
処分費						基	10			見積
諸経費						式	1.0			(労務費+処分費)×
合 計										